

○探偵業の業務の適正化に関する法律等の事務取扱いに関する訓令

平成19年5月30日

本部訓令甲第8号

〔沿革〕

平成20年1月本部訓令甲第1号、23年2月第2号、24年7月第7号、25年3月第6号、28年3月第6号、28年10月第11号、30年12月第14号、令和3年3月第4号、6年3月15号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「法」という。)、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第19号。以下「施行規則」という。)及び群馬県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程(平成25年群馬県公安委員会規程第2号)に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(開始届の処理)

第2条 警察署長(以下「署長」という。)は、法第4条第1項の規定による探偵業開始届出書(以下「開始届出書」という。)の提出があった場合は、生活安全部長が別に定める探偵業関係審査票(以下「審査票」という。)に基づき、記載事項に不備がないこと及び施行規則第2条第3項各号に掲げる書類が添付されていることを確認の上、これを受理するものとする。この場合において、直ちに生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)に受理番号を照会し、届出者に通知するものとする。

2 署長は、前項の規定により開始届出書を受理した場合において、当該開始届出書に係る営業を営む者(法人の場合はその役員)について、法第3条の規定による欠格事由に該当するか否かを審査票に基づいて調査し、内容について審査するものとする。

(廃止届の処理)

第3条 署長は、法第4条第2項の規定による探偵業廃止届出書(以下「廃止届出書」という。)の提出があった場合は、審査票に基づいて点検するとともに、廃止の理由を確認の上、これを受理するものとする。

(変更届の処理)

第4条 署長は、法第4条第2項の規定による探偵業変更届出書(以下「変更届出書」という。)の提出があった場合は、審査票に基づき、施行規則第2条第3項各号に掲げる書類のうち、当該変更届出書に係る書類が添付されていることを確認の上、これを受理しなければならない。この場合において、審査票に基づいて点検するとともに、必要な調査を行い、内容について審査するものとする。

第5条及び第6条 削除

(報告又は資料の提出要求等)

第7条 署長は、法第13条第1項の規定により探偵業者に対し、報告又は資料の提出を要求する場合は、報告(資料提出)要求書(別記様式第1号の2)により行うものとする。

2 署長は、前項の規定による報告又は資料の要求を行った場合は、報告（資料提出）要求整理簿（別記様式第2号）に登載し、その経過を明らかにしておくものとする。

（立入検査）

第8条 法第13条の規定による立入検査は、生活安全企画課長が指定した警察職員が行うものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の規定により立入検査を行う警察職員（以下「立入検査者」という。）を指定した場合は、当該立入検査者に身分証明書（別記様式第3号）を交付するとともに、立入検査者指定名簿（別記様式第4号）に登載するものとする。

3 立入検査者は、立入検査を実施した場合は、その結果を生活安全部長が別に定める報告書により生活安全企画課長又は署長に報告しなければならない。

（指示）

第9条 署長は、法第14条の規定による指示の必要があると認める場合は、行政処分上申書（別記様式第6号）に意見を付して生活安全企画課長に上申するものとする。

2 署長は、指示処分の決定により、指示書（別記様式第7号）の送付を受けた場合は、速やかに被処分者に交付し、指示事項の遵守状況を確認するものとする。

（営業の停止等）

第10条 署長は、法第15条の規定による営業の停止又は廃止を命ずる必要があると認める場合は、行政処分上申書に意見を付して警察本部長に上申するものとする。

2 署長は、営業の停止又は廃止を命ずる処分の決定により営業停止命令書（別記様式第8号）又は営業廃止命令書（別記様式第9号）の送付を受けた場合は、速やかに被処分者に交付し、処分内容の遵守状況を確認するものとする。

（受理台帳）

第11条 生活安全企画課長は、探偵業受理台帳（別記様式第10号）を備えておかなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 （平成20年1月8日本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成21年1月15日から施行する。

附 則 （平成23年2月28日本部訓令甲第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年3月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年群馬県公安委員会規則第1号）の改正規定に係る改正規定（交通部総合センター長に係る改正規定を除く。）並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規定
平成23年3月16日

(2) 略

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、

群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則 (平成24年7月6日本部訓令甲第7号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年3月15日本部訓令甲第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日本部訓令甲第6号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月6日本部訓令甲第11号)

この訓令は、平成28年10月6日から施行する。

附 則 (平成30年12月3日本部訓令甲第14号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (令和3年3月12日本部訓令甲第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和6年3月12日本部訓令甲第15号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式省略